

仕 様 書

1 購入物品名及び数量

新居浜市学校給食センターコンテナ洗浄機一式

2 購入物品等

- (1) 対象となるコンテナ洗浄機は、別紙「コンテナ洗浄機一式一覧表」に記載のとおり。
- (2) コンテナ洗浄機はすべて新品であること。
- (3) コンテナ洗浄機の納入にあたっては、別紙「コンテナ洗浄機一式一覧表」の特記仕様に基づき、その寸法・数値・能力等が同等または同等以上のものを納入すること。
- (4) 別紙「コンテナ洗浄機一式一覧表」の参考機種以外のものを同等品として採用する場合は、別紙「同等品申請書」を、令和6年5月21日（火）17時までに提出すること。ただし、入札参加資格を得た者に限り申請を認める。同等品申請書の提出は、新居浜市総務部契約課まで持参又は郵送（上記提出期限必着）に限る。回答は、本市で判定欄に審査結果（可又は不可）を記入し、令和6年5月23日（木）17時までにFAXにて通知する。なお、不可の判定を受けた場合は、参考機種を納品しなければならない。

3 納入場所

新居浜市学校給食センター（新居浜市瀬戸町12番38号）

4 納入期限

令和6年8月30日（金）

※納入日時は、納入期限内にあらためて別途指示する。

5 納入について

- (1) 契約締結後、受注者は、発注者と綿密な打合せの上、納入を実施すること。
- (2) コンテナ洗浄機の配置については、別紙「配置図」を参照すること
- (3) コンテナ洗浄機の運搬・搬入・据付・配管配線二次側接続及び機器間接続・試運転調整の一切を行うこと。
- (4) 電源は、既設分電盤より接続すること。
- (5) 給水・排水・蒸気配管は、既設配管より接続すること。
- (6) 次のア・イの既存品の撤去・処分を行うこと。
 - ア コンテナ搬送コンベヤ（12620×3000×650mm程度、AIHO ACC-55）1台（但し、再利用する「しま鋼板」を除く）
 - イ コンテナ洗浄機（6000×2210×3580mm程度、AIHO WAC-60）1台
- (7) 搬入据付の際は、床・壁等を傷めないよう適切な現地養生を行うこと。
- (8) 据付完了後、アンカー固定等の耐震固定や転倒防止策を施すこと。
- (9) 現地確認の申込みは、希望日の3日前までにFAXにより行うものとする。なお、申込期間及び申込場所は、下記のとおりとする。申込みに対する回答は、FAX等で

う。

ア 申込期間 公告日から令和6年5月21日（火）までの執務時間中

イ 申込場所 新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市総務部契約課

6 試運転調整について

- (1) 配管配線二次側接続終了後、点検の上、試運転調整を行うこと。
- (2) 試運転調整の日時や方法については、発注者と協議の上、決定すること。
- (3) 試運転調整の際に、故障・異常・破損等が発見された場合は、受注者が責任を持って速やかに対応すること。

7 検収について

- (1) 試運転調整を行った上で、本市の物品納入検査（工事検査規格に準じた検査）を受けること。
- (2) 受注者は、納入完了までに下記の完成図書を製本の上、1部提出すること。
 - ア 施工前・中・後の写真（黒板等による日付表示があること。）
 - イ 完成図面
 - ウ 試運転調整報告書
 - エ 取扱説明書
 - オ 保証書

8 取扱説明等について

- (1) 試運転調整終了後、発注者と日程調整の上、調理員への取扱説明及び操作指導を実施すること。
- (2) 操作指導については、一定期間立会の上、十分に指導すること。

9 保証期間

- (1) 保証期間は、引渡日から1年間とする
- (2) 受注者または製造者の責任に属する不良が生じた場合は、受注者側の負担において、その修理または交換を行うこと。

10 その他

本仕様書に記載していない事項又は疑義が生じた事項については、別途協議するものとする。

11 問合せ先

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市総務部契約課（新居浜市庁舎4階）

TEL：0897-65-1221

FAX：0897-37-6825